

《 別 添 1 》

費用負担区分表

項 目			負担区分		説 明	
			市	入居者		
建 物 本 体	壁	外壁	補修・塗装	○	} 同色または類似色とする。	
		内壁	塗装			○
			クロス張替			○
	天井	塗装・クロス張替				○
		その他		○		
	床・土間		○			
	バルコニー		○			
	手すり		○			
鴨居・敷居		○				
建 具 ・ そ の 他	窓	枠		○	}	
		ガラス				○
	扉	本体		○		
		ドアクローザー・ドアチェーン				○
	襖・障子	補修・張替				○
	その他建物金具（戸車・レール等）			○		
	カーテンレール			○		
	錠・鍵類			○		
	畳			○		
	戸棚・吊り戸棚			○		
換気扇	壁式			○		
	フード式		○			
流し台・コンロ台			○			
給 水 設 備	給水管		○	} 漏水・修繕等は水道局各営業所又は各工事事務所へ直接依頼するものとする。		
	量水器		○			
	止水栓		○			
	蛇口（パッキンを含む。）				○	
	給湯器（市が設置したもの）		○			
衛 生 排 水 設 備	浄化槽	清掃			} ・清掃は、年1回専門業者によるものとする。 } 清掃は、定期に入居者において行うものとする。	
		補修		○		
	汚水排水ポンプ		○			
	汚水枳	清掃・つまり				○
		雨水枳		○		
	排水管	清掃・つまり				○
		補修		○		
排水溝 側溝	清掃・つまり			○		
	補修		○			

	便器 フラッシュバルブ ロータンク ハイタンク ペーパーホルダー	漏水 調整 部品取替		○	{パッキン、栓類は入居者の負担とする。 {シャワー、カランは入居者の負担とする。	
	洗面器・手洗器			○		
	洗濯パン			○		
	目皿			○		
	浴槽（市が設置したもの）		○			
	風呂釜（市が設置したもの）		○			
ガス設備	ガス管（市が敷設したもの）		○			
	元栓			○		
電気設備	配電盤・分電盤		○			
	漏電ブレーカー		○			
	配線		○			
	室内照明器具			○		
	階段灯、廊下灯	本体	○			
	防犯灯	電球		○		
	スイッチ（プレートを含む。）			○		
	コンセント（プレートを含む。）			○		
チャイム・インターホン			○			
共用設備	道路	清掃		○		
	通路	舗装補修	○			
	緑地	樹木せん定	低木			○
		害虫駆除	高木	○		
	花壇	除草・清掃		○		
	児童遊園	清掃		○		
	遊具施設	補修	○			
	ゴミ置場	清掃		○		
	自転車置場	補修	○			
	ダストシュート	清掃		○		
	ダストボックス	補修	○			
	フェンス		○			
	消火器等消防用設備		○			
その他	集会所		○	○	・各戸の負担区分と同様	

※ このほか、市営住宅の共用部分に係る電気、ガス及び水道に係る使用料（揚水ポンプ・排水ポンプの電気使用料を除く。）並びに下水道の使用料は入居者の負担とする。